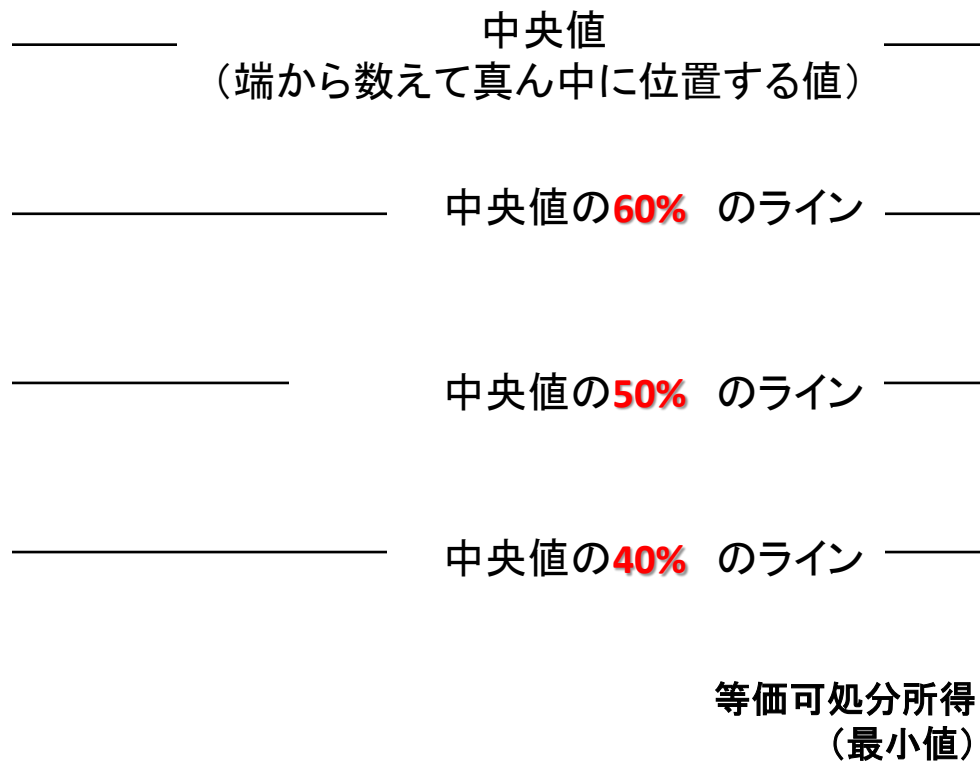


1. 等価可処分所得により困窮の程度を分類

世帯の可処分所得(収入から税金や社会保険料を引いた実質手取り分の収入)を世帯人数の平方根で割った額

等価可処分所得
(最大値)



2. 剥奪指標(保護者票問7)と困窮度との関連

(1) 困窮度の分類にあたって

困窮度の分類にあたっては、年度の所得のみによって測るのではなく、その地域の生活水準をあわせて測定することも必要です。

そのため、「その世帯が何ができなかったのか」など、実際の生活に必要なものやサービスをリストアップし、それらの欠如を地域ごとに調べることによって、より実態に近い測定ができると考えられています。

今回の調査結果の分析にあたっても、等価可処分所得による困窮の程度の分類とともに、「その世帯が何ができなかったのか」をたずねる質問項目を設け、回答個数を合計したものを、困窮度の分類に用います。(以下、「剥奪(はくだつ)指標」と言います。)

(2) 剥奪指標の算出のための項目一覧(保護者票問7)

回答の少ない順	項目	人数	%
1	電気・ガス・水道などが止められた	31	1.2
2	敷金・保証金等を用意できないので、住み替え・転居を断念した	56	2.2
3	医療機関を受診できなかった	77	3.0
4	クレジットカードの利用が停止になったことがある	86	3.3
5	家賃や住宅ローンの支払いが滞ったことがある	75	2.9
6	電話(固定・携帯)などの通信料の支払いが滞ったことがある	82	3.2
7	冠婚葬祭のつきあいを控えた	107	4.1
8	国民健康保険料の支払いが滞ったことがある	106	4.1
9	国民年金の支払いが滞ったことがある	168	6.5
10	金融機関などに借金をしたことがある	191	7.4
11	子ども部屋が欲しかったがつくれなかった	180	6.9
12	スマートフォンへの切替・利用を断念した	222	8.6
13	鉄道やバスの利用を控え、自転車を使ったり歩くようにした	382	14.7
14	生活の見通しがたたなくて不安になったことがある	501	19.3
15	新聞や雑誌を買うのを控えた	641	24.7
16	友人・知人との外食を控えた	709	27.4
17	冷暖房の使用を控えた	798	30.8
18	理髪店・美容院に行く回数を減らした	853	32.9
19	食費を切りつめた	997	38.5
20	新しい衣服・靴を買うのを控えた	1136	43.8
21	趣味やレジャーの出費を減らした	1241	47.9
	1～21の項目には、どれにもあてはまらない	684	26.4
	無回答	83	3.2

3. 困窮度の各群が、剥奪指標(保護者票問7)に平均何個当てはまるかをグラフ化

